

日本学生支援機構奨学金
大学院において第一種奨学金の貸与を受けた者の返還免除申請について

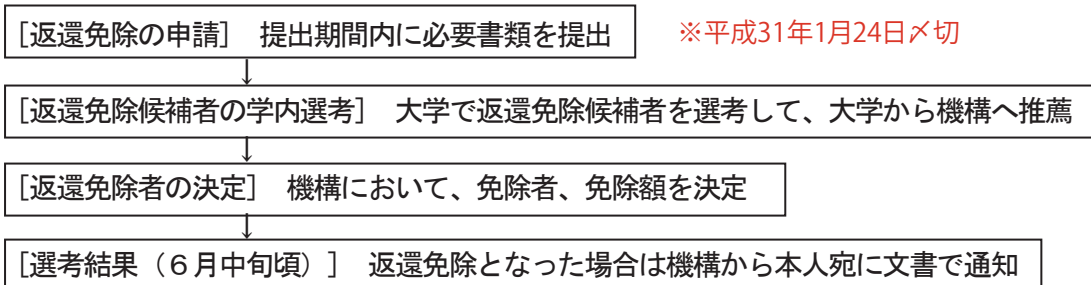
返還免除制度について

大学院において第一種奨学金の貸与を受けた者で、在学中に特に優れた業績を挙げた者として機構が認定した場合には、貸与終了時に奨学金の全部または一部の返還が免除される制度です。

○対象者

平成16年度以降に第一種奨学金の貸与を受けた者で、平成30年度中（平成31年3月迄）に貸与が終了する者が対象。（満期・辞退・退学等、早期終了により第一種奨学金の貸与を途中で終了する方についても対象となります。第二種は対象外）

○申請からの流れ



（学内選考）

在学中における学外での活動歴、受賞歴等、専門分野を生かしたボランティア活動等。学内では学位論文・特定の課題等の評価、学内での成績、教歴（教育補助職 TA（ティーチング アシスタント）を含む）など支援機構が定める評価項目を大学院研究科委員会、及び大学院委員会の議を経て決定し推薦する。

提出書類について

- ①業績優秀者返還免除申請書（下書き）（様式1-1表、裏で両面印刷）
- ②教育研究業績書（様式2）
- ③各業績を証明する書類（コピー可）
受賞通知、表彰状、入賞に伴うリサイタルのリーフレットなど業績・受賞歴等を証明できる書類、他大学等で教歴がある場合在職証明書、等
- ④証明書作成願（本学でTA等を行っている場合）
- ⑤業績一覧表（様式1-2）

【提出場所】 学生課奨学金窓口(11号館2階)